

平成30年10月4日 開催平成30年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会

資料4

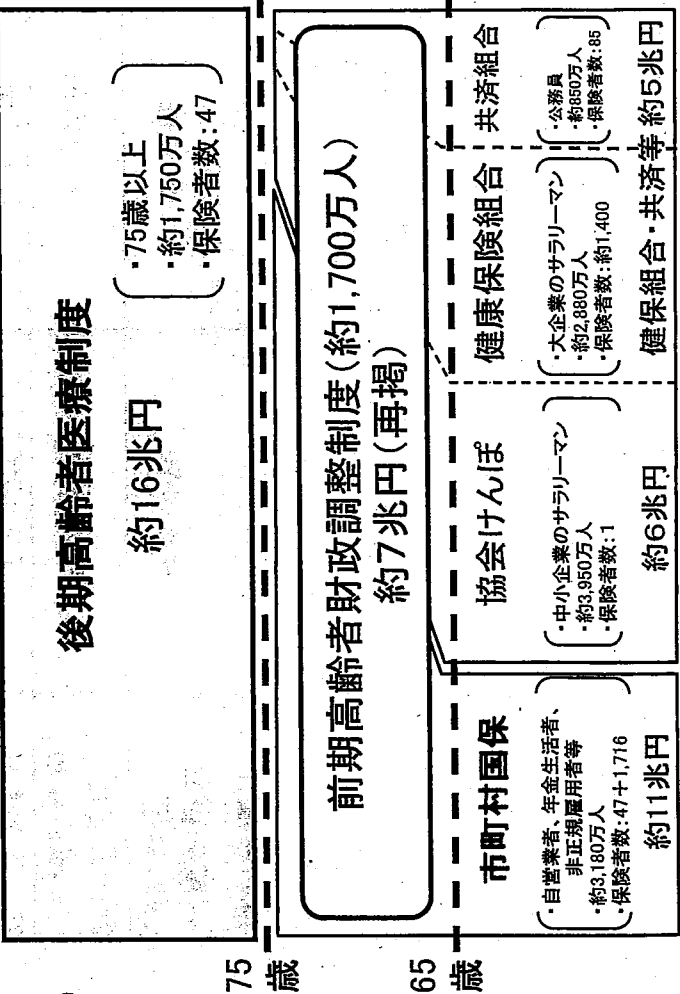
国民健康保険制度の現状と課題について

市町村国保の概要

- 市町村国保は、他の医療保険（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない全ての住民を被保険者とする中で、「国民皆保険」を支える仕組みである。
- 保険者： 都道府県及び市町村（47+1,716。平成30年度以降の姿であり、それ以前は市町村のみ）
- 被保険者数： 約3,182万人（平成28年3月末）
 - ※ 昭和30年代は農林水産業者、自営業者が中心 → 現在は非正規労働者や年金生活者等の無職者が7割を占める。
 - ※ 平均年齢： 52.3歳（平成28年9月末）
- 保険料： 全国平均で、一人当たり年額8.4万円（平成27年度。介護納付金分は含まない。）
 - ※ 実際の保険料率は、各市町村がそれぞれの実情を踏まえて定めている。

＜医療保険制度の全体像＞

- ・ 75歳以上は、全員が後期高齢者医療制度に加入。
- ・ 75歳未満は、被用者保険（被用者及びその被扶養者）または市町村国保に加入。



※この他、同種同業の者で組織する国保組合がある

＜市町村国保の財源構成（総額11.2兆円）＞

市町村への地財措置 1,000億円 保険者努力支援制度 840億円	保険料 2兆7,000億円 うち 法定外一般会計繰入 2,500億円	国調整交付金 (9%) 8,200億円	前期高齢者交付金 3兆6,400億円
低所得・高額医療費等への対策 4,500億円	定率国庫負担 (32%) 2兆3,000億円	都道府県繰入金 (9%) 6,400億円	公費50% (平成30年度予算ベース)
保険料軽減制度 4,500億円	保険料50%	公費50%	

平成30年度の国保財政

(平成30年度予算案ベース)

医療給付費等総額：約111,800億円
(赤字は国保改革による変更点)

市町村への地方財政措置：1,000億円

保険者努力支援制度

- 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。
※4 予算案：約670億円

特別高額医療費共同事業

- 著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。予算案：60億円

高額医療費負担金

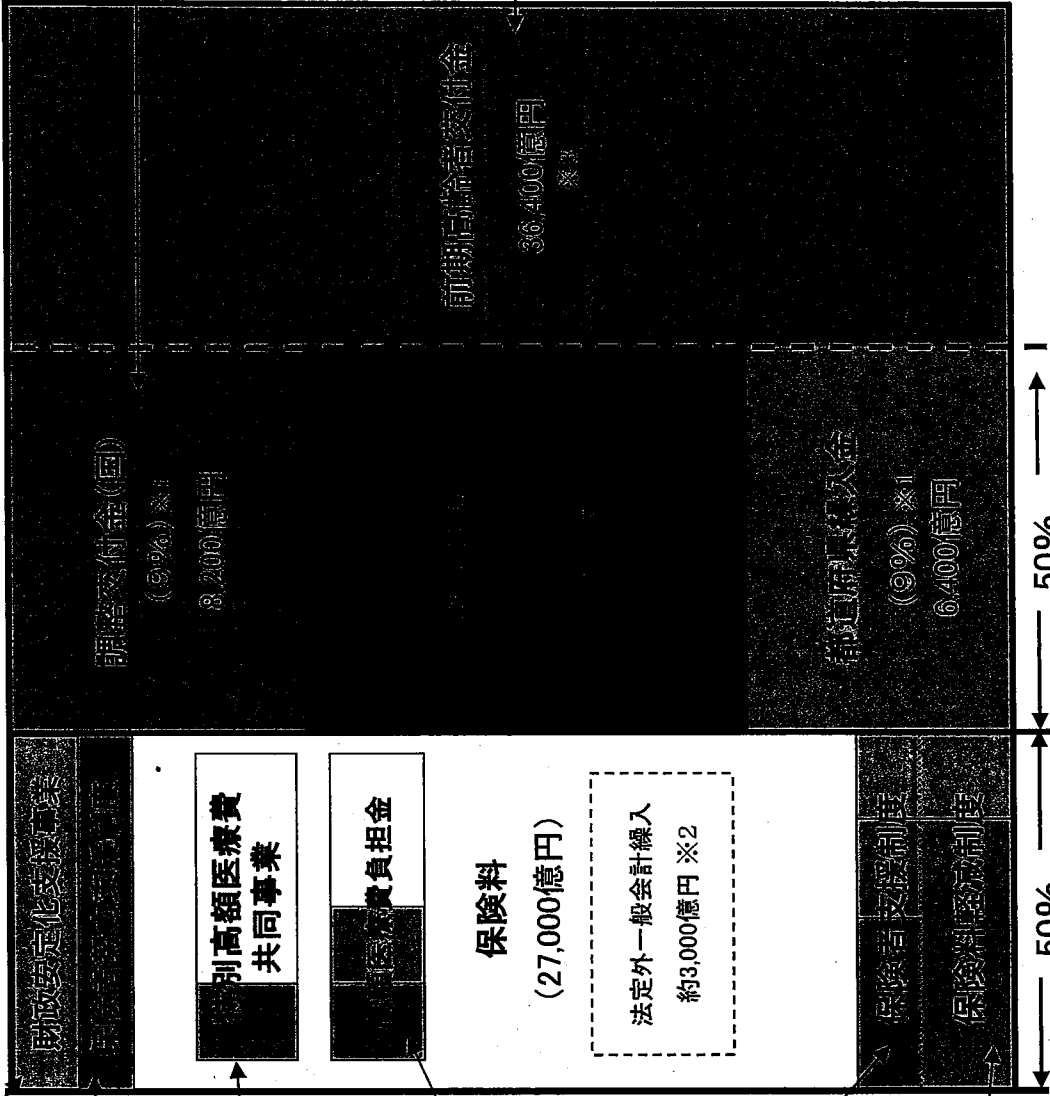
- 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担
事業規模：3,600億円

保険者支援制度

- 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援
事業規模：2,600億円
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

保険料軽減制度

- 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。
事業規模：4,500億円
(都道府県 3/4、市町村 1/4)



調整交付金(国)

- 普通調整交付金(7%)
都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付。
- 特別調整交付金(2%)
画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。

前期高齢者交付金

- 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。(市町村単位→都道府県単位の交付に)

公費負担額

国計：34,200億円
都道府県計：11,400億円
市町村計：1,700億円

※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある
 ※2 平成27年度決算(速報値)における決算補填等の目的の一般会計繰入の額
 ※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる
 ※4 別途、平成29年度に特例基金に措置した500億円のうち170億円を活用

市町村国保が抱える構造的な課題(全国状況)

1. 年齢構成

- ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・ 65～74歳の割合：国保(35.6%)、健保組合(2.8%)
 - ・ 一人あたり医療費：国保(32.5万円)、健保組合(14.6万円)

2. 財政基盤

- ② 所得水準が低い
- ・ 加入者一人当たり平均所得：国保(83万円)、健保組合(202万円(推計))
 - ・ 無所得世帯割合：23.1%

③ 保険料負担が重い

- ・ 加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得
- 市町村国保(10.3%)、健保組合(5.6%) ※健保は本人負担分のみ(推計値)

④ 保険料(税)の収納率低下

- ・ 収納率：平成11年度 91.38% → 平成26年度 90.95%
- ・ 最高収納率：95.25%(島根県) ・ 最低収納率：86.74%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・ 市町村による法定外繰入額：約3,800億円 うち決算補てん等の目的：約3,500億円
- 繰上充用額：約900億円(平成26年度)

3. 財政の安定性

・ 市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの 高い小規模保険者の存在

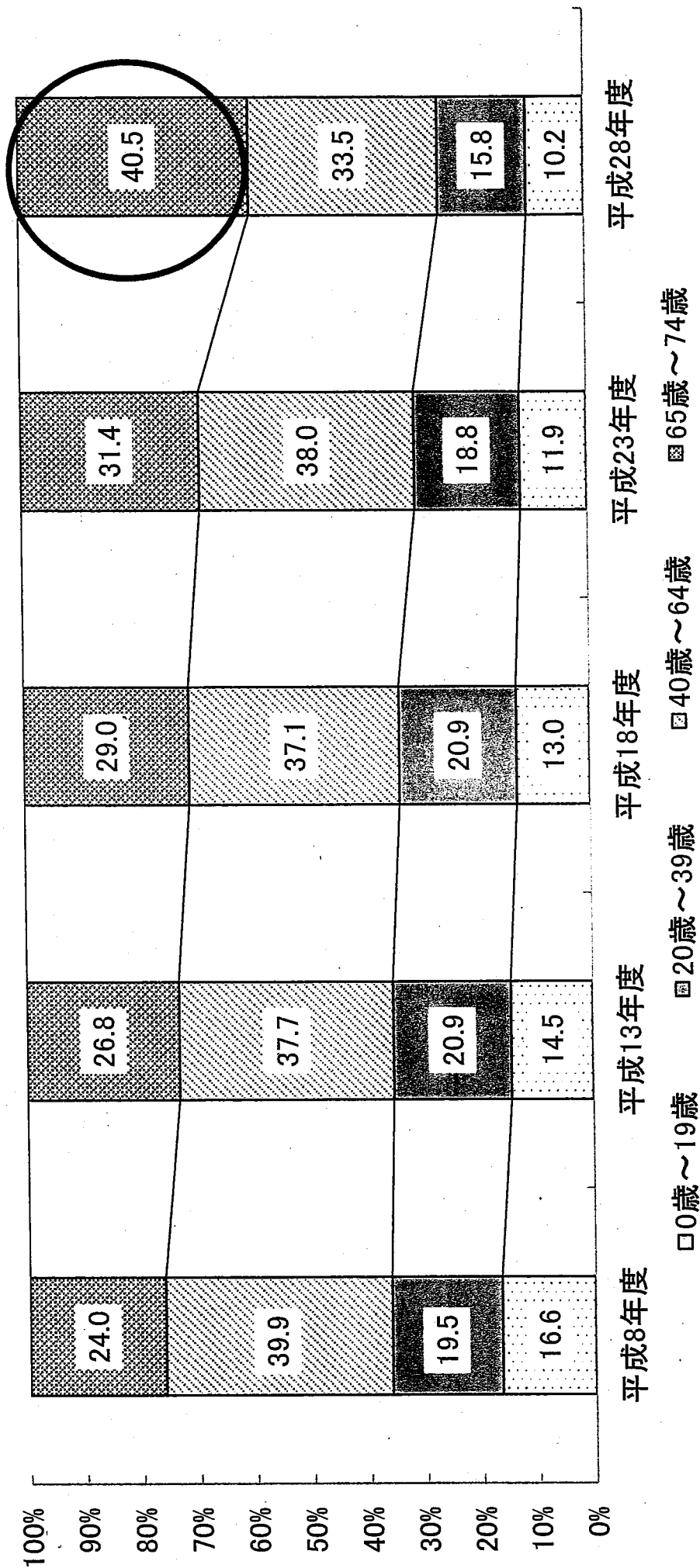
- ・ 1716保険者中3000人未満の小規模保険者 471 (全体の1/4)

⑦ 市町村間の格差

- ・ 一人あたり医療費の都道府県内格差 最大：2.7倍(北海道) 最小：1.1倍(富山県)
- ・ 一人あたり所得の都道府県内格差 最大：22.4倍(北海道) 最小：1.2倍(福井県)
- ・ 一人当たり保険料の都道府県内格差 最大：3.7倍(長野県)※ 最小：1.3倍(長崎県)

市町村国保の被保険者(75歳未満)の年齢構成の推移

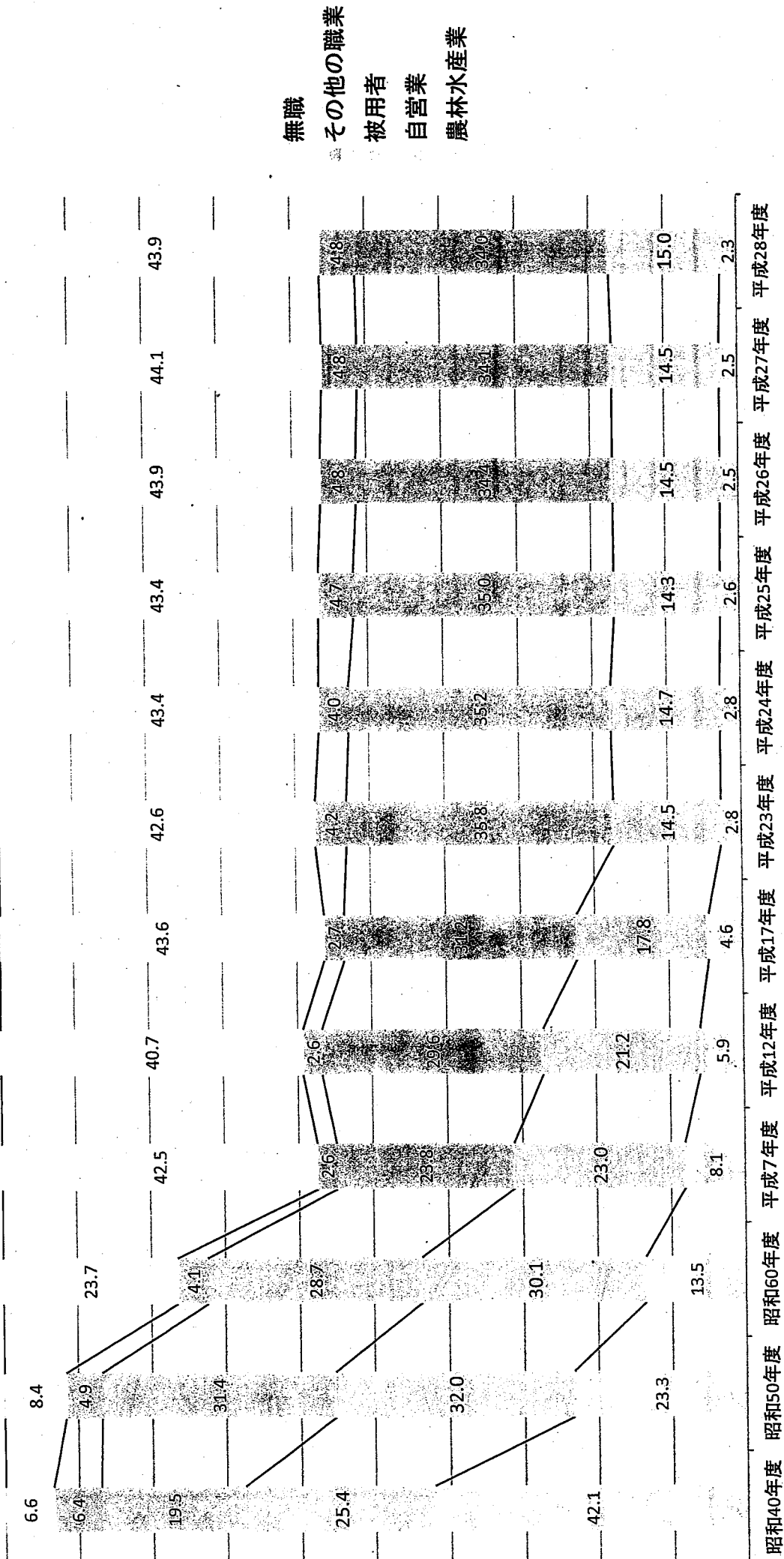
被保険者数全体に占める、65歳から74歳までの割合が次第に増加し、平成28年度には40.5%となっている。



(資料)厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」

市町村国保の世帯主の職業別構成割合の推移

- 自営業・農林水産業は、昭和40年代には約7割であったが、近年15%程度で推移。
- 年金生活者等無職者の割合が大幅に増加するとともに、被用者は約2割から約3割に増加。



(資料)厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」

(注1)職業不詳を除いた割合である。

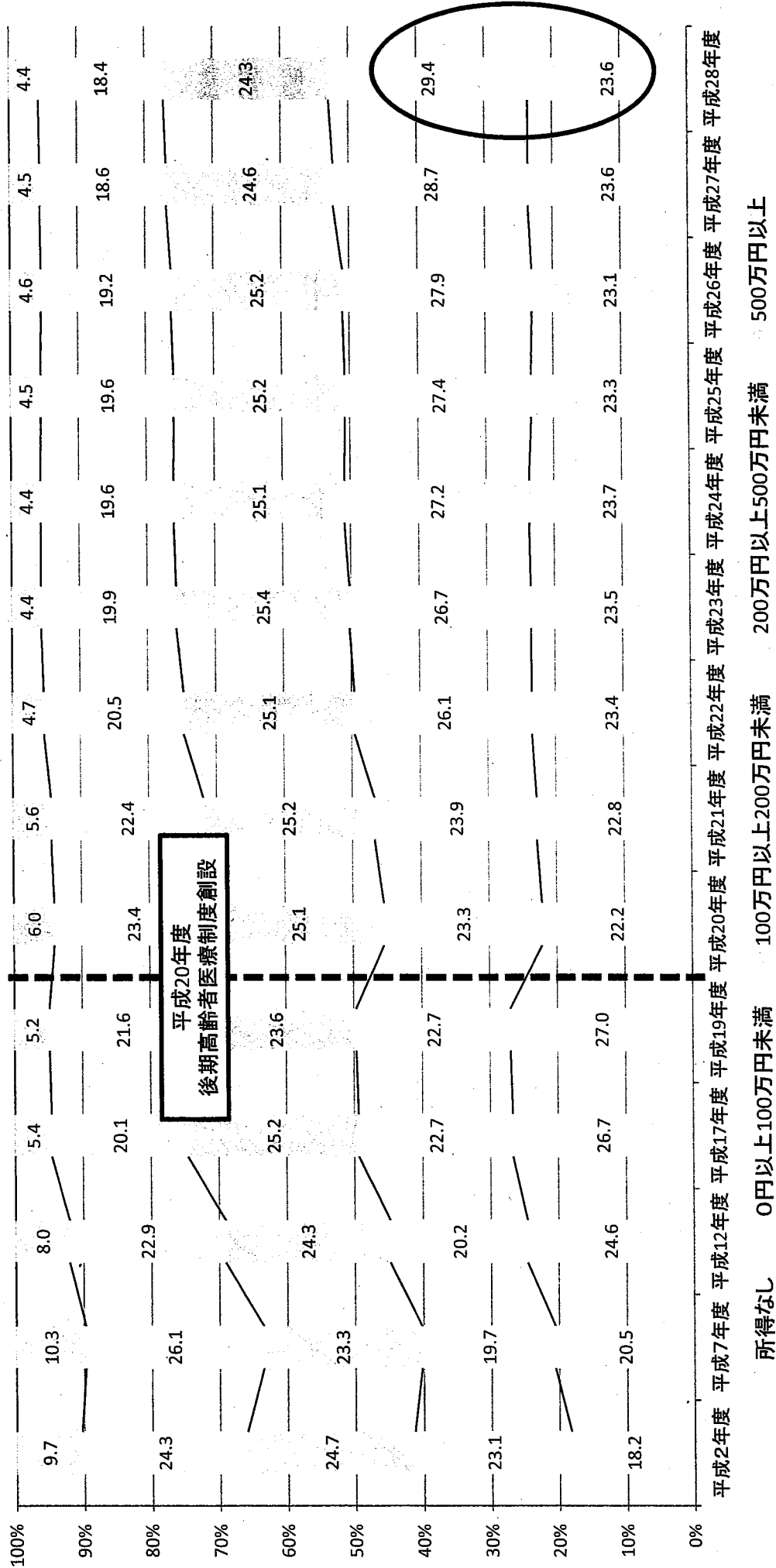
(注2)擬制世帯は除く。(昭和40年度、昭和50年度のみ擬制世帯を含む。)

(注3)平成7年度以前は75歳以上を含む。

世帯の所得階層別割合の推移

平成28年度において、加入世帯の23.6%が所得なし、29.4%が0円以上100万円未満世帯であり、低所得世帯の割合は増加傾向にある。

※「所得なし」世帯の収入は、給与収入世帯で65万円以下、年金収入世帯で120万円以下。

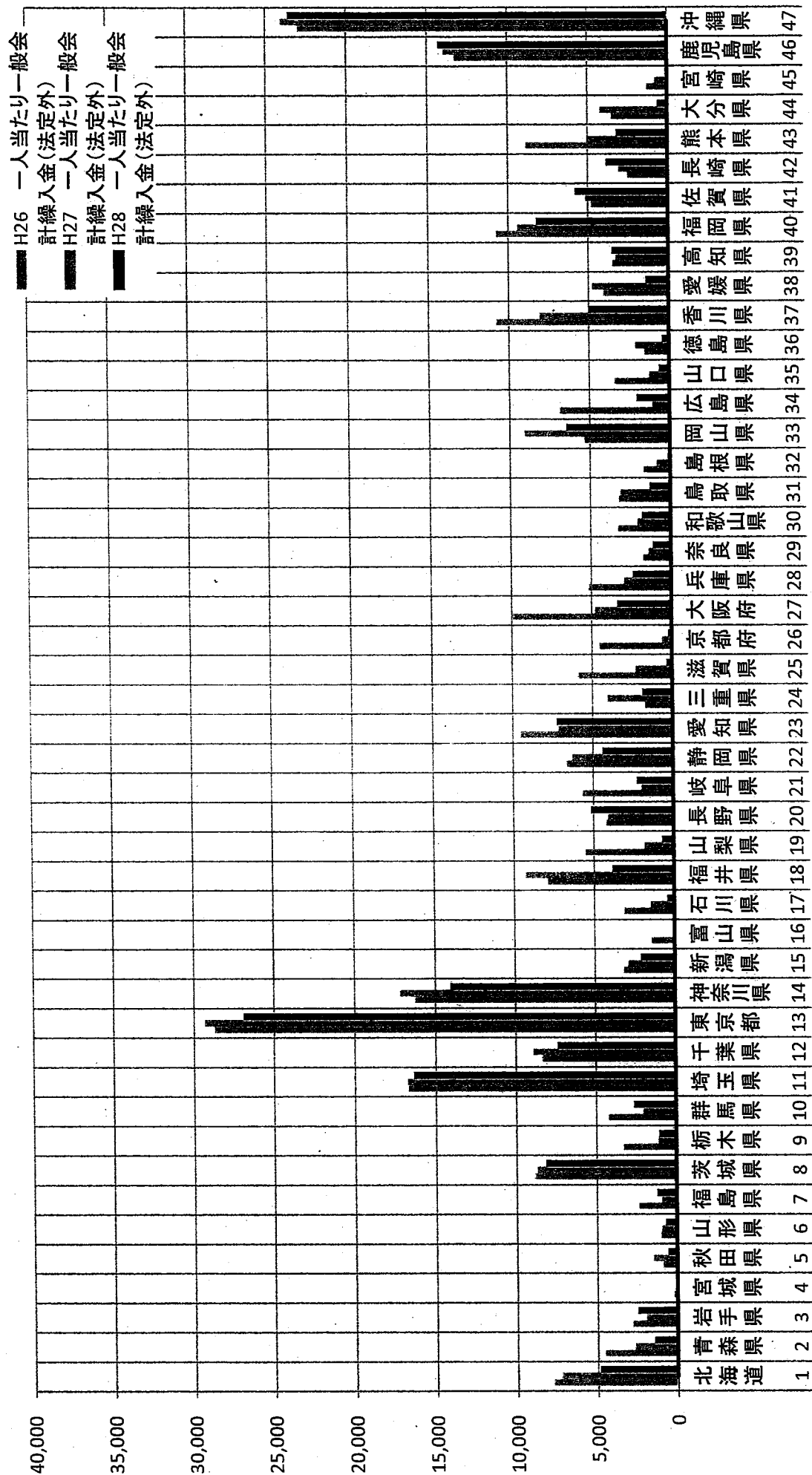


(注1) 国民健康保険実態調査報告による。
 (注2) 擬制世帯、所得不詳は除いて集計している。
 (注3) 平成20年度以降は後期高齢者医療制度が創設され、対象世帯が異なっていることに留意が必要。
 (注4) ここでいう所得とは「旧ただし書き方式」により算定された所得総額(基礎控除前)である。

1人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入（都道府県別状況）

○ 平成28年度の1人当たり繰入金が1万円を超えるのは、埼玉県、東京都、神奈川県、鹿児島県、沖縄県である。

(円)



(出所) 国民健康保険事業の実施状況報告、国民健康保険実施調査報告

(注1) 一人当たり負担率は、一人当たり保険料(税)賦定額を一人当たり旧たただし書き所得で除したものである。

(注2) 「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」については、平成27年度より定義を再整理しているため、それ以前の年度との単純な比較は困難。

(注3) 平成28年度は速報値である。